

五島市監査委員公表第7号

平成30年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月23日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

1五教総第2053号  
令和2年3月12日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市教育委員会  
教育長 藤田清人

### 平成30年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成31年3月1日付け30五監第510号による平成30年度定期監査の結果に基づく指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

#### 記

#### 1 監査の対象

教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、学校給食センター、文化会館、勤労福祉センター、観光歴史資料館、図書館、小中学校、教育委員会分室

#### 2 指摘事項等

##### (1) 収入に関する事務について

##### <指導事項>

- ③ 勤労福祉センターにおいて、働く婦人の家及び勤労青少年ホームが主催講座を開催している。この講座に係る材料費は、講座受講生から徴収して賄っているが、市が主催する講座であるならば、徴収した材料費は市の会計において収入し、講座に係る費用は市の会計から支出すべきである。

##### **【講じた措置】**

##### (勤労福祉センター)

講座に係る材料費等について、勤労青少年ホームの講座は、テキスト等や必要品を講座受講生が直接購入先に支払っています。働く婦人の家の講座については、食材等の材料を講座受講生で購入・支払いを行っています。

<意見>

② 奨学資金貸付金については、過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と市民負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、一部債権の滞納整理事務については、督促や催促を文書の送付のみにとどめるなど、事務が形骸化し、十分な取組とはいえないと判断される事例が見受けられた。債権の回収については、時効を迎えるまでは最善の努力を尽くすべきである。また、市が保有する債権については、その性質や内容は様々であり、適用となる法令等は多岐にわたっているので、法令等に習熟し、適正な債権管理を行うとともに、未収金の早期解消に向けてより効果的な取組に一層努力されたい。

**【講じた措置】**

(教育委員会総務課)

滞納整理事務については、文書による催促に加え電話及び訪問による催促を行っています。今後は、滞納整理計画を立て定期的な訪問等を行い適正な管理に努めます。

未収金のうち徴収不能なものについては整理を行い、不納欠損処理を行うようにしていきます。

(2) 支出に関する事務について

イ 委託料について

<指導事項>

① 委託契約において、前払金の必要性について十分な検討がなされずに委託料を前金払により支出しているものが見受けられた。また、前金払により支出した契約の一部においては、委託料の減額に伴い返還が生じていた。

地方公共団体が締結する契約については、相手方の義務履行後又は給付すべき時期の到来後に代金を支払うのが原則とされており、前金払ができる経費を定めた地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 163 条及び五島市財務規則（平成 16 年五島市規則第 43 号。以下「財務規則」という。）第 66 条に該当する場合には限り、前金払により支出することが認められている。

したがって、支出の特例である前金払は、前金払としなければ事業の取扱いに支障を及ぼすようなものにのみ適用すべきものであり、安易に適用するのではなく、委託する事業の内容に応じてその必要性、率及び支払時期を十分に検討し、適正に処理されたい。

**【講じた措置】**

(学校教育課)

委託する業務の内容により、年度末の実績報告に基づいた支出を行うこととしました。

- ② 契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除しているもの及び契約保証金の免除に係る財務規則の適用条項が適切でないものが見受けられた。契約保証金は関係法令等に定める適切な理由により免除することとなっているので、その旨を起案文書に明記されたい。

**【講じた措置】**

(教育委員会総務課、生涯学習課)

適切でない契約締結伺いについては、追記及び修正を行いました。今後は、五島市財務規則及び関係法令の適合する根拠条項を確認し、起案文書に明記するよう全職員へ指導を行いました。

- ③ 随意契約の根拠条項が適切でないもの及び契約の相手方が特定されるという理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、複数の者から見積りを徴取しているものが見受けられた。

随意契約は、自治令、財務規則及び市の随意契約ガイドラインの規定に該当する場合にのみ行うべきであるから、随意契約の方法による契約が適当であるかどうかの検討をしたうえで、適正な事務の執行に努められたい。

**【講じた措置】**

(教育委員会総務課)

適切でない契約締結については、追記及び修正を行いました。今後は、随意契約ガイドライン等を確認し、適正な事務の執行に努めるよう全職員に指導を行いました。

(3) 財産管理に関する事務について

<指導事項>

- ① 使用していない備品及び今後使用見込みのない備品が存在していたので、移管等により有効活用を図られたい。また、故障等により使用不能な備品については、速やかに処分されたい。

**【講じた措置】**

(給食センター)

備品台帳の整理を行い、故障等により使用不能な備品については、廃

棄処理を行いました。今後は、定期的に備品調査を行い適正な備品管理に努めるよう全職員に指導を行いました。

(勤労福祉センター)

該当備品として故障した冷蔵庫が2台あるが、令和2年度予算に処理費用を計上しており破棄予定であります。

- ④ 学校教育課が一括購入し各学校に配付したプロジェクターが、未使用のまま保管されていた。備品の購入に当たっては、備品の必要性や必要数について十分検討されたい。また、活用していない備品については、移管等により有効活用を図られたい。

**【講じた措置】**

(奈留小中学校)

当該校長に対し、「児童生徒の学力定着・向上のため、早急に具体的な活用方法を計画し運用すること」と強く指導するとともに、市校長会においても、各学校で購入備品を確実に活用する旨、改めて指導しました。